

令和6年3月15日

建設関連業務における最低制限価格の取扱いについて

島原市総務部契約管財課

本市が発注する建設関連業務の最低制限価格の算出方法について、一部改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 対象業務

競争入札に付する建設関連業務のうち、原則として設計金額50万円（税込み）以上の業務

2 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次の表業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに算出した額とする。

業 務 区 分	現行	改正後
測量業務 建築関係建設コンサルタント業務 土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償関係コンサルタント業務	設計金額（税抜き） の75%	設計金額（税抜き） の <u>80%</u>
建設関連維持管理業務 （道路清掃業務、道路伐採業務、河川清掃業務、 河川伐採業務、公園清掃業務、公園伐採業務）	設計金額（税抜き） の90%	設計金額（税抜き） の90%

3 最低制限価格（税抜き）

上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4 数値の取り扱い

最低制限価格、最低制限設計価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

5 適用時期

令和6年4月1日以降に入札執行する業務から適用する。